

認定こども園に移行する施設における在籍児童が
2・3号認定申請を行う場合の取り扱いについて

令和元年 10 月 17 日 こども支援課

1 対象施設及び対象児童の取扱いについて

- (1) 認定こども園に移行する施設において、移行の前月 1 日（基準日）時点で当該施設に在籍する児童が、移行後の当該施設における 2・3号認定申請を行う場合については、保育認定を行ったうえで、利用調整することなく受け入れることとする。
ただし、受入枠を超える申請があった場合には、こども支援課にて在籍児童のみを対象とした利用調整を行い、入所者を決定するものとする。
- (2) 4月からの移行となる場合は、前年度 12月 1日（基準日）時点の在籍児童を対象とする。
- (3) 移行する施設が幼稚園であった場合においては、基準日において満 3 歳未満の児童はこの取扱いの対象外とし、2・3号認定が必要な場合は、新規申請児童として扱う。

2 取り扱い方針

- (1) 支給認定申請書は新規用を使用する。
受入枠を超える申請があった場合には利用調整を行うため、当該施設が不承諾となった場合に他の施設の利用を希望する場合は、申請書の第 2 希望以下に記入すること。
- (2) 受入枠を超える申請があった場合で、利用調整により当該施設での入所が不承諾となった場合は、第 2 希望以下の利用調整を引き続き行う。第 2 希望以下の利用調整については、通常の扱いとし、特別な取扱い・加算等を行わない。
- (3) 対象児童の支給認定申請書は、各施設で取りまとめのうえ書類提出日までにこども支援課へ提出する。（書類審査のみ行い、児童の面接等は実施しない。状況確認が必要な場合は施設または保護者から聞き取りを行う。）結果通知については、移行施設以外の利用調整の日程と同様に行う。
- (4) 上記 1 「対象施設及び対象児童」において対象外となった児童と、新たに入所申請を行う児童は、入所申請受付を実施（児童の面接等を含む）し、平等に利用調整を行ったうえで当該施設の入所可否を決定する。
- (5) 移行前の施設において 1 号認定児童であった場合で当該施設及び第 2 希望以下の施設での 2・3号認定が不承諾となった場合において、移行後も 1 号での継続入所を必要とする場合については、施設と保護者において、十分、意思疎通を図っておくこと。特に 4 月入所において、新年度現況届が提出済みである場合は、施設側において十分配慮すること。

3 その他

基準日時点で施設を利用している満3歳児、3歳児及び4歳児のうち、本市に住民登録の無い児童については、住民登録のある自治体を通じて本市に申請書の提出を行う必要があり、施設において取りまとめは不要となる。

(担当) 幼保運営管理係

4 4 3 - 2 1 6 5